

議提第11号

八ッ場ダムの建設事業中止の撤回を求める意見書

会議規則第14条の規定により、八ッ場ダムの建設事業中止の撤回を求める意見書を次のとおり提出する。

平成21年12月16日 提出

提出者	北本市議会議員	串田英夫
提出者	北本市議会議員	阪井栄見子
提出者	北本市議会議員	伊藤堅治
賛成者	北本市議会議員	桂祐司
賛成者	北本市議会議員	岸昭二
賛成者	北本市議会議員	島野和夫
賛成者	北本市議会議員	福島忠夫
賛成者	北本市議会議員	黒澤健一
賛成者	北本市議会議員	加藤勝明
賛成者	北本市議会議員	横山功

北本市議会議長 高橋節子様

八ツ場ダムの建設事業中止の撤回を求める意見書

八ツ場ダムは、利根川の支流である吾妻川の中流域に建設中の治水、利水等の役割を担う多目的ダムであり、埼玉県にとっても県民の生活を支える極めて重要な施設である。北本市においても利根川水系の県水に依存する割合が年々増加している現実があり、安定供給に向けて八ツ場ダム建設により暫定水利権から安定した水利権への確保が強く要請されている。

今般、国土交通大臣が、八ツ場ダム建設中止の理由や関係都県の治水・利水の安全性の確保についての何の代替案を提示することなく一方的に建設中止のみを表明したことは、あまりにも無責任であり極めて遺憾である。

また、関係地元住民は、長きにわたる国の働きかけにより、下流都県のためにダム建設を受け入れ、新しいダム湖を中心とした生活再建を切望しているにもかかわらず、国は、このような地元住民の意向を全く無視し、頭ごなしに中止を押し付けようとしている。

八ツ場ダムの治水・利水の必要性は、各地の住民訴訟判決において、司法の場でも認められており、政権が交代しても、八ツ場ダムが利根川の治水・利水上不可欠な施設であることに変わりない。

よって、国においては八ツ場ダム建設事業の中止を撤回し、引き続き建設を進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

【提出先】

内閣総理大臣・国土交通大臣・衆議院議長・参議院議長